○内閣府令第七十三号

保険業法（平成七年法律第百五号）第二百九十四条第一項（金融サービスの提供及び利用環境の整備等に関する法律（平成十二年法律第百一号）第三十条において準用する場合を含む。）及び第三百四条並びに保険業法第三百条の二において準用する金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第三十七条の三第一項の規定に基づき、保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和八年八月二十八日

内閣総理大臣　高市　早苗

保険業法施行規則及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令

（保険業法施行規則の一部改正）

第一条　保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

改正後	改正前
（情報の提供） **第二百二十七条の二**　［略］ ２　［略］ ３　保険会社等若しくは外国保険会社等、これらの役員（保険募集人である者を除く。）、保険募集人又は保険仲立人若しくはその役員若しくは使用人は、法第二百九十四条第一項の規定により保険契約の内容その他保険契約者等の参考となるべき情報の提供を行う場合には、保険契約者及び被保険者に対し、次に掲げる方法により行うものとする。 ［一～三　略］ 四　二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第二百二十七条の十二、第二百二十四条及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号において同じ。）にあっては、次のイ又はロに掲げる場合における当該イ又はロに定める事項の説明 イ　［略］ ロ　二以上の所属保険会社等（保険募集人保険会社等にあっては、一以上の所属保険会社等及び当該保険募集人保険会社等。）が引き受ける保険（第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四第二項及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号ロにおいて「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険」という。）に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（以下「提案契約」という。）の提案をしようとする場合　当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿って当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が選別した比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由 ［号の細分を削る。］ ［五～十五　略］ ［4～12　略］	（情報の提供） **第二百二十七条の二**　［同上］ ２　［同上］ ３　［同上］ ［一～三　同上］ 四　二以上の所属保険会社等を有する保険募集人（一以上の所属保険会社等を有する保険募集人である保険会社等又は外国保険会社等（イ及びロにおいて「保険募集人保険会社等」という。）を含む。ロ、第二百二十七条の十二、第二百二十四条及び第二百三十四条の二十一の二第一項第二号において同じ。）にあっては、次のイからハまでに掲げる場合における当該イからハまでに定める事項の説明 イ　［同上］ ロ　二以上の所属保険会社等（保険募集人保険会社等にあっては、一以上の所属保険会社等及び当該保険募集人保険会社等。）が引き受ける保険（ハ、第二百二十七条の十二、第二百二十七条の十四第二項並びに第二百三十四条の二十一の二第一項第二号ロ及びハにおいて「二以上の所属保険会社等が引き受ける保険」という。）に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中から顧客の意向に沿った保険契約を選別することにより、保険契約の締結又は保険契約への加入をすべき一又は二以上の保険契約（以下「提案契約」という。）の提案をしようとする場合　当該二以上の所属保険会社等を有する保険募集人が取り扱う保険契約のうち顧客の意向に沿った比較可能な同種の保険契約の概要及び当該提案の理由 ハ　二以上の所属保険会社等が引き受ける保険に係る二以上の比較可能な同種の保険契約の中からロの規定による選別をすることなく、提案契約の提案をしようとする場合　当該提案の理由 ［五～十五　同上］ ［4～12　同上］